

学 則

介護員養成研修 介護職員初任者研修課程 規則

(開講目的)

第1条 高齢社会に対応した将来の在宅福祉サービスの担い手の育成を目指し、社会福祉に関する基本的な知識や技術、実践的な力を有する人材を育成するため、介護員養成研修介護職員初任者研修課程の講座を開設する。

(研修事業の名称)

第2条 研修事業の名称は、阿波西高等学校介護職員初任者研修講座とする。

(実施場所)

第3条 研修実施場所は、本校及び関連機関とする。

(研修機関)

第4条 阿波西高等学校普通科福祉コース（徳島県知事より阿波西高等学校長が委託を受ける。）

(研修カリキュラム)

第5条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項第一号ロに掲げる研修課程とする。

(開講時期)

第6条 講座の開講時期は、5月より概ね8ヶ月間とする。

(受講資格)

第7条 受講資格は、本校福祉コース3年生に限る。

(受講費用等)

第8条 費用は、テキスト代金のみ徴収する。

(研修終了認定)

第9条 校長、副校長、教頭、教務課長、学年主任、担任、福祉主任、研修担当から構成される資格認定会議において、次の項目すべてに該当する者に資格を認定する。

- (1) 規定のカリキュラムをすべて習得し、修了評価において学習内容が満足できると認められること。
- (2) 出席時数が規定時間の10分の9以上であること。
- (3) やむなく欠席した場合は、補講を終了していること。

(修了証明書の交付)

第10条 校長は、修了認定された者について、修了証明書を交付し、県知事に報告書を提出する。

(研修終了者名簿の管理)

第11条 介護職員初任者研修終了者名簿を作成し、校長がこれを管理する。

付則

この規則は、平成31年 4月 5日より施行する

この規則は、令和6年 4月 1日より施行する